

トークイベント

特集 子どもの「子どもの権利を知る権利」と  
おとな・政府の知らせる義務

尾木ママ

## おとなを代表して、ごめんなさい!

—日本が条約広報義務(42条)を怠ってきたことに対して



子どもたちと語り合う尾木ママこと尾木直樹さん

なぜ、学校では子どもの権利条約を教えてくれないのですか。

子どもたちのこの疑問に対して、パネラーの尾木直樹さんは、条約には、子どもに広報する政府の義務が書かれているが、日本政府はこの義務を怠ってきた。おとなを代表してきみたちにお詫びしたい、と答えた。

みなさんは、どんな時に子どもの権利が侵害されていると感じていますか。

この問いには、子どもたちからは、なんでもおとなが一方的

に決めないでほしい。コロナで学校が休業、部活も中止、おとなから一方的に決められておいてくる。せめて、子どもにも意見を聞いてほしかった、と。

子どもには、子どもの権利を知る権利があります。おとな、政府や学校は、この権利を保障していくために広報義務(条約42条)を果たしていかなければなりません。これを怠ることは、明白な条約違反なのです。日本の子どもたちが、自らの権利を知り、声を上げていくことが、いまほど求められているときはありません。  
(編集部)

### NEWS LETTER No.147 CONTENTS

特集:子どもの「子どもの権利を知る権利」とおとな・政府の知らせる義務

- ◇尾木ママ おとなを代表して、ごめんなさい! (前川友太・編集部) .....1
- ◇子どもとおとなのパートナーシップを求めて 奥田結子 .....3
- ◇日本は条約42条をサボっている。先生は子どもに 柴田もも .....3  
わかるように伝えてほしい!
- ◇こども・若者と野田聖子大臣との意見交換会開催(前川友太・編集部) .....4
- ◇「多様な意見に隔された子どもの可能性を守ってほしい」 高木萌伽 .....5
- ◇大臣と意見交換、「え!」 原口真貴 .....5
- NCRC30周年記念
- ◇子どもの権利を保障する「市民活動のはじめの一步」 出版事業への多大なるご協力、ありがとうございました 林 大介 .....6

- ◇『市民活動のはじめの一步』の編集を通して明らかにしたかったこと 荒木悦子 .....6
- ◇「はじめの一步」から学びをつなぐ 南雲勇多 .....7  
~子どもの権利と市民活動の意義・役割

連載企画

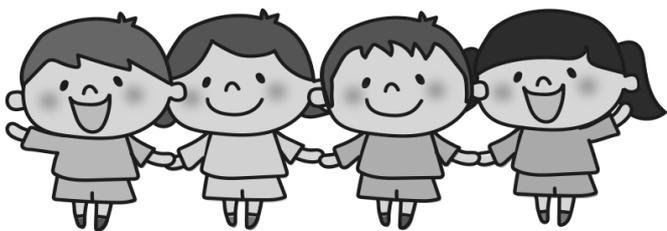
- ◇新連載:子ども参加研究の今(1) 竹原幸太 .....8
- ◇連載:子どもの権利の国際動向(6) 平野裕二 .....9
- フォーラムコーナー<川崎から那覇へ>
- ◇基調報告(後編) 川崎市子どもの権利条例を活かす山田雅太 .....10
- ◇沖縄青少年自立援助センタ ーちゅらゆいの活動 .....11
- ◇日本復帰の節目の年に、何としても沖縄でフォーラムを 開催したい! 山崎 新 .....12

## 【15名の子ども・若者と語り合う】

昨今、「子ども家庭庁」創設や子ども基本法の制定に向けて、その動きが活発化しています。子どもを取り巻く環境が大きく変わろうとしている中で、2019年から「広げよう!子どもの権利条約キャンペーン」が創設され、これまで様々な取り組みが行われてきました。

こうした取り組みの中で、子どもの権利条約をどのように広げるか、またどう実現するかといった点について2022年1月19日にトークイベント「子どもたちと語り、子どもの権利をひろげるために大切な4つのこと」が開催されました。このイベントでは、「広げよう!子どもの権利条約キャンペーン」の提言書に記されている大切な4つのこと「A 子どもの権利条約を日本中にひろめる、B 子どもの声を聴き、子どもとともに行動する、C だれひとり、子どもを取り残さない、D 子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない」について、話し合いがされました。

参加者は、認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、子どもの権利条約フォーラム 2021 in かわさき子どもグループ、名古屋市児童館留守家庭児童クラブ「きらきらくらぶ」から15名の子ども・若者と、尾木直樹さんと林大介さんがパネリストとして参加しています。



## 【日本の子どもは子どもの権利を知らされていない!】

会は、4つの大切なことを考えるために、主に3つのテーマで話し合いがされました。一つ目は、いつごろ、どのように子どもの権利条約を知ったのかについてです。それぞれ発言してくれた子どもの意見で共通しているのは、学校では教わっていないこと、学校外で子どもの権利を知っている点でした。尾木さんからは、条約42条では、政府は、子どもに対して子どもの権利(条約)を知らせる義務があると書かれているけれど、知らされていない。おとなを代表して謝ります、とのコメントがありました。

二つ目のテーマは、子どもの権利が守られていないときはどんなときか、自分の意見を聞いてもらえた経験やそうでない経験についてでした。納得できないことを伝えたらおとなから「子どものくせに生意気」と言われた経験やコロナで部活動だけが休止していた経験など子どもたちから意見が出ました。

三つ目のテーマは、子どもの権利を守るための取り組みについてでした。ミニカワサキの取り組みや子どもの権利条約について学ぶ機会など、参加している子ども・若者はそれぞれに取り組みを話してくれました。

## 【子ども参加は人類最後の壁】

とはいえ、コーディネーターの岩附さんが「日本の中では、参加する仕組みがないことがほとんど」と述べているように、子ども参加の機会はまだ広がっているとは言えません。これに対し、尾木さんは人類の歴史を振り返りながら、いろいろな差別を乗り越えてきたが「最後に残っている高い壁が、「子どもとおとなのパートナーシップ」」であると印象的な話をされました。

以下に、川崎から参加した子どもたちの感想を記しますが、いずれも尾木さんの印象的な言葉に触れています。当日、参加した子どもたちの感想でも多くの子どもがその言葉に触れていました。人類最後の壁をいかに乗り越えるか、今後子ども参加を社会にどう作っていくのかが問われているところといえます。

(文責 前川友太・編集部)



パネラーの林大介さん(左)と尾木直樹さん

## 子どもとおとなのパートナーシップを求めて

奥菌結子(小学校6年生)

私は今回、「子どもたちと語る 今、子どもの権利をひろげるために大切な4つのこと」に参加して考えたことがあります。1つ目は、おとなと子どもが協力することが難しい問題になっているということです。2つ目はどうしたらおとなと子どもが当たり前で協力していけるかということです。

私のまわりのおとなは、私たちの意見を尊重してくれる人がたくさんいます。しかし、参加者の多くは、意見を聞いてもらえないと感じている人が多いということを知りました。まわりのおとなたちが意見を聞いてくれると感じられるのは、私が色々な地域活動に積極的に参加していることが理由の1つにあると思っています。そこでは、やりたいことを実現するために議論したり、方法を探したり、悩んだり、工夫したり、時には「やらない」という決定も、全ておとなと子どもと一緒にやっています。

このように、子どもの意見をよく聞いて一緒に考えていく施設や団体を増やしていき、そこに所属する子どもたちが増えていくことで「意見を聞いてもらえない」と感じる子どもたちの悩みを解決できるのではないかなと思いました。さらに、学校の先生や保護者、親せきなどの身近なおとなの人たちにも、子どもと一緒に何かをするという考え方をしたいと思っています。そのためには、私が感じている「おとなと子どもが協力して何かをする楽しさ」を、もっとおとなの人たちにも伝えていくことが大事だなと思いました。「おとなと子どものパートナーシップ」は、私たちのように、おとなと子どもの関係について考えている子どもたちを増やし、その子どもたちがおとなにアピールしつつ、私たちがおとなになったとき、今感じている疑問や悩みを解決できるおとなになることで、よい関係を作り続けることができると思います。このイベントに参加できたことで、さまざまな立場や考え方に触れることが出来ました。とてもよい機会をいただいたと思いました。ありがとうございました。

## 日本は条約42条をサボっている。先生は子どもにわかるように伝えてほしい!

柴田 もも(小学5年生)

私は、尾木ママとのトークイベントに参加して「新しい発見」と「もっと子どもの権利を広めるぞ」という気持ちになりました。

まず、なぜ私がトークイベントに参加したかということ、川崎市は子どもの権利について積極的に取り組んでいて、それを知らない人たちに「こういうのをやっていますよ」と子どもの権利を広めたくて参加しました。

次に、私がトークイベントで「そうなんだ」と新発見したことは、一つ目、メディアなどが子どもの権利条約「第四十二条」で、世界中に権利を広めなければいけないのに日本がサボっていたことです。二つ目は、学校の授業で先生が子どもの権利を教えるのに、教える側が分かっていないといけなし、子どもが分かるように伝えなければいけないことです。

そして、主な感想としては、一つ目、とても貴重な体験ができたことです。周りの友達にもこの経験をしている子がいないので、嬉しかったです。二つ目は、緊張しましたが、自分の素の思いが言えてよかったです。

このように、私はこのトークイベントに参加してよかったと思っています。これからももっともっと子どもの権利と子どもとおとなのパートナーシップという言葉を広めていきたいです。



# 子ども・若者と野田聖子大臣との 意見交換会開催—

2022年1月12日、虎ノ門グローバルスクエアにて、内閣官房子ども家庭庁設置法案準備室の主催のもと、「こどもの視点に立ったこども政策を進め、こども・若者から直接意見を聴くため」、子ども・若者を対象（小学4年生～大学3年生まで23名）とした野田聖子子ども政策担当大臣との意見交換会が開催されました。



## 【今回は予行演習、続けていきたい】

意見交換会の目的は、「子ども家庭庁」創設に関する意見交換であり、会場・オンライン参加者は、様々な団体から参加がありました。

冒頭、大臣からは、「今までは、こどものためと言っても、こどもの意見を聴かずに、親だから、先生だからと言って、おとなの立場で、こどもがこう思っているだろうという思い込みでやってきたことが、実際には違ったりもした。これからは、こどもたちがそれぞれの個性の中でどう生きていきたいか、直接いえる場をこども家庭庁で作っていきたい」と述べた。

さらに大臣からは、「怖くないよ」や「せいやん」と呼ぶようにと距離を縮めようとされていました。特に印象的だったのは、会の最中で子ども・若者の発言でわからない言葉に対して、大臣はもっと説明してほしい旨を発言されていたことでした。また、その場で大臣のリアクションがもらえることもあり、子ども・若者はたくさんの意見を出し合っていました。

ある参加者が学校教育について発言すると、大臣は自身の留学経験などを交えながら答えていました。最後に会終了後には会場参加の子どもたち一人ひとりに対して、大臣が話す時間を作っていました。意見をしっかり受け止めてもらっていると子ども・若者は実感したのではないかと思います。

大臣からは、「これはあくまでも予行演習。時間が足りなかった。続きをぜひいろいろところでやっていきたい」という趣旨を発言されており、こうした参加の機会が今後も増えることを一人のおとなとして願うばかりです。

（文責 前川友太・編集部）

## 【川崎フォーラムから2名参加】

当日、子どもの権利条約フォーラム 2021 in かわさきの子どもグループから2名参加をしました。終わったあとの2人の表情は充実感に満ちており、一緒に参加した他の団体の子どもたちとも交流をしていました。2人の感想は以下に記します。

### 多様な意見に隠された子どもの可能性を守ってほしい

#### 高木萌伽(中学校2年)

私が野田大臣との意見交換会で感じたことは子どもや若者の意見の多様性と可能性です。

この会には小学生から大学生までの幅広い世代が参加し、進学について、学習環境について、子どもや若者を取り巻く問題についてなど意見の多様性を感じるものがとても多かったです。実際に参加して、この多様な意見の中のある共通点を見つけました。

その共通点とは、「問題解決」がもたらす根本的な効果が、子どもや若者つまり日本の将来を背負っていく世代の可能性を無限に広げることです。例えば、私がお伝えしたその子に合った教育を幼いうちから行っていくことは、その子の才能を伸ばし、将来的には大きな社会貢献につながる可能性を広げることができますし、子どもの遊び場を増やすことは子どもたちの学びや発見を増やすことにつながります。さらに、虐待やいじめなどはその子の可能性や時には命をも奪うことがありますし、性別や国籍、障がいなどにより可能性を伸ばせるチャンスを失う状況を改めて知りました。

この現状を知り、私が思うことは政府をはじめとするおとなの皆様はこの多様な意見を知ってほしいということです。二つ目は、この多様な意見に隠れる子どもと若者の可能性を守って伸ばして行ってほしいということです。私はこのように感じた上で、私自身にある可能性を探し、今の環境に感謝しながら伸ばしていきたいと考えています。

最後になりますが、参加者の方のお話を聞けたこと、私の意見を伝えられたことをとても嬉しく誇りに思っています。素敵な時間をありがとうございました。

### 大臣と意見交換、「え!」

#### 原口真貴(中学校2年)

私は大臣との意見交換会に参加できると聞いたときに、「え!」と驚きました。当日も緊張していました。ですが、大臣との話を聞いているととても楽しくて、印象深い思い出になりました。私はあの対談に参加して、とても貴重な時間をもらえたと思います。今後もこういう会があったら積極的に参加してみたいと思いました。



野田大臣と対談した時の高木さんと原口さんーはい、ポーズ!

## 【子どもの権利を保障する「市民活動のはじめの一步」 出版事業】への多大なるご協力、ありがとうございました。

林 大介(子どもの権利条約ネットワーク事務局長)

### 【ニュースレターで連載した

#### <市民活動の「はじめの一步」>

1991年11月17日に設立された子どもの権利条約ネットワーク(NCRC)。今日までの30年あまり、子どもの権利(条約)の普及と推進のために、子どもの権利をめぐる社会の動きとともに活動を行ってきました。

NCRCは、これまでにニュースレター『子どもの権利条約』(隔月刊のち季刊)を、今号(2022年3月15日号)までに通算147号発行し、その時々の子どもの権利保障に関する最新情報や国際的な取り組みを取り上げてきています。

特に、「子どもの権利」といっても、登校拒否・不登校、いじめ、障がい、性、外国籍、居場所、貧困等、多岐にわたります。こうした個々の分野においては、行政機関の取り組みだけではなく、市民活動による地道な取り組みが不可欠です。そこでニュースレターでは、子どもの権利保障のための取り組みをされている方を取り上げる<市民活動の「はじめの一步」>を、99号から24回、連載しました。

### 【<子どもの権利を保障する「市民活動のはじめの一步」 出版事業>へ展開】

この「市民活動の『はじめの一步』」では、<子どもの権利に関わることの意義>のみならず、なぜ市民活動なのか、市民活動だからこそ見えることできることとは何かといった、<市民活動として関わることの意義>についても触れられており、今の時代にも通じる内容が多々書かれています。そこで、団体創設30年を踏まえ、「市民活動の『はじめの一步』」としてまとめる【子どもの権利を保障する「市民活動のはじめの一步」出版事業】に取り組むこととなりました。

本事業を通して

①「子どもの権利」について(知識として)学び、理解を深めるだけでなく、「市民活動」に関わる<人>と<その人の

経験や学び>から、子どもの権利と市民活動についての意義を学ぶこと。

②「子どもの権利」をテーマにした活動としてつながるだけでなく、「市民活動」という点からその意義を明らかにすることで、子どもの権利に関わって活動する人の裾野を広げていくことにつなげること。

を多くの方に伝えていくことを目指しています。

### 【初めてのクラウドファンディングに挑戦、そして成功!】

とはいえ、出版するのは簡単ではなく、元手となる費用も必要となります。そこで、本事業を出版するため、NCRC設立日の11月17日から2022年1月14日までの約2か月間、クラウドファンディング(readyforを活用<https://readyfor.jp/projects/ncrc-30th>)に挑戦しました。

初めてのクラウドファンディング(CF)であり、目標70万円を達成することができるのか不安でしたが、執筆者からの応援メッセージ、NCRC運営委員の想いなどをCFのページで随時取り上げ、少しでも多くの方の目に留まるように心がけました。

最終的に128人から768,000円のご支援をいただき、目標額の70万円を大きく上回ることができました。またCFとは別に、事務所宛に直接寄付をいただいた方も多数いらっしゃいます。

ご支援をいただいた皆様に感謝するとともに、CFについて広報・告知等していただいた皆様にも、感謝申し上げます。

現在、原稿の最終稿を出版社に入稿済みで、書籍化に向けて順調に準備が進んでおり、ニュースレターが発行される頃には、出版日が確定する見込みです。

皆様の手元に、「市民活動の『はじめの一步』」が届く日も間もなくです!

## 『市民活動のはじめの一步』

### の編集を通して明らかにしたかったこと

荒木悦子(ニュースレター元編集長)

今回、書籍にまとめるに当たって原稿を読み返してみても、様々な角度から子どもの権利を保障するための活動を始めたこれらの方たちの経験は、これからの時代を動かす次

の世代にとって大きな力となるだろうという確信を持ちました。

この本は、子どもたちをこのまま放置することはできない

という思いをエネルギーにして、活動を継続してきた方たちの記録です。

私はNCRCの活動を通して、沢山の市民団体の代表の方たちと交流する機会を持つことができました。そんな折、代表の方たちに活動を始めたきっかけについて、個人的な興味もあって質問してみました。色々なケースがありましたが、新聞の記事であったり、読んだ本であったり、人との出会いであったり、様々な小さなきっかけから、今の社会に存在する子どもをめぐる環境の問題点に気づき、心動かされ、何とかしなければという思いを持たれた方たちでした。

小さなきっかけから、とても大きな結果をもたらす活動をしてこられた方の経験を、多くの方に知っていただきたいという思いが強くなり、それぞれの活動のスタートのエピソードをニュースレターで連載することにしました。今活動している団体の立ち上げのきっかけを知ることが、これから何かをしようと思っている方を勇気づけ、新たな活動を始める参考になるのではないかと思ったからです。執筆をお願い

にするに当たり、皆さんに連載の企画の意図をお伝えして、記事を書いていただきました。集まった記事は、この本をお読みになればわかりますが、素晴らしい内容でした。

自分が知らなかったことに出会い、その気付きにハッとさせられる瞬間は、たいていの方が経験します。けれども自分が気付いた事を実行に移すには高い壁があるように思えてしまうことが多いと思います。それでも、ハッとする瞬間を捉えて一歩を進めると大きな成果を生み出すということが本書を通して伝わってくると思います。

これらの方たちの経験を読ませていただくと、目の前の問題にまっすぐに向かっていくことでその壁を力まずに超えていかれたことがわかります。

自分にはできないと思わずに、まず一歩を踏み出す。それがどれだけ大きな活動につながるか、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。市民活動は特別な人にしかできない、敷居の高いものではありません。

## 「はじめの一歩」から学びをつなぐ

### ～子どもの権利と市民活動の意義・役割

南雲 勇多 (NCRC 運営委員・元編集部)

今回の書籍化企画のもととなった同タイトル「はじめの一歩」の連載企画が掲載されていたころ、そのニュースレターの編集担当を荒木悦子さん(元 NCRC 事務局長)とともにしていました。

#### 【なぜ市民活動なのか。市民活動だからこそ見えること、できることとは何か】

その際、ご執筆くださったお一人お一人の「はじめの一歩」の「想い」にふれさせて頂きました。一歩を踏み出すときの「想い」は人それぞれで、強く持っている場合もあれば戸惑いながらはじめていることもある中で、それぞれの状況で試行錯誤しながら、それでも歩み出そうとするその大切さがそれぞれの活動につながっています。そしてそれが具体的な子ども一人一人の「今」を支えてきました。

その連載を書籍化するにあたって作成した企画書では、子どもの権利を広め、実現していく営みがとりわけ「行政主導のアプローチ、研究を基盤としたアプローチに偏りがちになってしまう危惧に対し、改めて『市民活動』の意義を明らかにし、その大切さを主張すること」、そして「子どもの権利に関する市民活動とその実践家のネットワークを、活動内容や課題でつなげるだけでなく、その実践家の経験や学び、想いや葛藤などを軸にしてつなげる(つなげなおす)きっかけをつくること」を試みることを提起しました。

それぞれの記事(そして今回の書籍に載る諸原稿)に記された「なぜ、各実践者(執筆者)はその活動をはじめたのか。どのようにはじめたのか。何が後押しをしたのか。どのような課題があったのか」ということについてのストーリーから、同時に子どもの権利に関わることの意義、そして市民活動として関わること(「なぜ市民活動なのか。市民活動だからこそ見えること、できることとは何か」など)の意義を考え、学ばせて頂くことができます。

#### 【市民活動のつながり・ネットワークのきっかけに】

また、先程ふれた各実践家の「はじめの一歩」にみる「想い」やそれぞれのストーリーは、別の見方をするならば、他の人にとっても、それぞれの場面や文脈で、具体的な「想い」やカタチは違えど、また、たとえ困難があったり先行きの見通しが無い場合でも、「一歩」を踏み出してみようとするに可能性と意義があることを示して下さっている気がします。

子どもの権利のための市民活動を具体的に進めてこられたお一人お一人のその一歩目を書籍としてまとめることによって、一歩を踏み出すことに戸惑っていたり、必要としていたりする方に届けばいいなと願うと同時に、そうした市民活動に携わる人たちがつながりネットワークをつくるきっかけになればいいなと考えています。

# 地域・まちづくりと子ども参加の課題

## —山形県遊佐町少年議会の活動から

竹原幸太（東京都立大学）

### 【子ども参加研究会の活動紹介】

子どもの権利条約総合研究所では、2020年8月より、「日本社会におけるおとな優先社会（常におとな側がイニシアティブを握った状態）に対して、子どもの権利条約に依拠しつつ、子どもの権利としての参加（参画）の理念を広げる」ことを目標として、有志で子ども参加研究会（同研究所子ども参加プロジェクト）を立ち上げました。これまで開催した3回の研究会のテーマは以下の通りです（いずれもZOOM開催）。

第1回研究会「地域・まちづくりと子ども参加の課題—コロナ禍の中で」（2021年3月7日）

第2回研究会「学校内外の多様な学び場と子ども参加を考える」（2021年8月1日）

第3回研究会「日本の学校と子ども参加の課題—高校の授業と行事における子ども参加についての体験を中心に」（2021年12月19日）

ここでは、第1回研究会から、町在住の中高生、遊佐高校に通う生徒を対象に少年議員の立候補者を募り、子どもの声をまちづくりに反映してきた遊佐町少年町長・少年議員公選事業（2003年開始、通称、少年議会）について紹介します（詳細は、拙稿「地域・まちづくりと子ども参加—山形県遊佐町少年議会の活動から見えてくるもの」『子どもの権利研究』33号、2022を参照ください）。

### 【遊佐町少年議会が育む子ども・若者の力】

少年議会は選挙で選出された少年町長と少年議員の約10名で構成されます。毎年、町内の中高生を対象として、地元の利点や課題にかかわるアンケート調査を実施し、おとなの町議員も参加する遊佐町議会において、少年議会で協議した中高生からの要望を報告しています。過去には、街灯設置要求の実現、スクールバスの利便性要求に基づく運行経路変更の実現などがあり、少年議会の政策予算費として年間45万円が支給されています。

私は前任校で遊佐町少年議会を経験した若者の力にふれることができました。一人は池田泰基さん（第13期少年町長）で、前任校の最後のゼミ長です。周囲を見渡しながら、ゼミ長に立候補してくれたので、その「洞察力」と「主体性」が気になっていたところ、後々、元少年町長だったこ

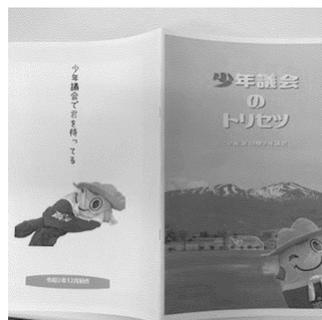
とを知りました。

もう一人は、第1回研究会で、「遊佐町少年議会の活動を通して」と題して報告してもらった斎藤愛彩さん（第18期遊佐町少年議会少年町長）です。以前、「山形県少年の主張大会」という弁論大会が開催された際、審査委員として、少年議員だった斎藤さんの主張を拝聴しました。論旨は、少年議会への参加経験から、「都市部に比べて、何もないと感じていた地元が、実は観光資源に満ち溢れた地域であり、それに気づいていなかった自分に気づき、地元のまちづくりに貢献していきたい」というもので、その想いを胸に、高1年生から3期（16～18期）続けて少年町長を続けていることを知りました。

池田さんとも少年議会で一緒だった縁もあり、研究会では、現役少年町長として取り組んできた活動報告をお願いし、少年議会の魅力が町内の子どもに伝わっていない課題を受け、次世代に活動内容を伝えるべく、「少年議会のトリセツ」を作成したことなど、紹介してくれました（詳細は、斎藤愛彩「私たちは未来のおとなだ」子ども情報研究センター『はらっば』No.397、2021を参照ください）。

その後、斎藤さんに続く第19期メンバーの第3回少年議会（2021年12月24日）も傍聴しました。19期では、18期のトリセツの作成に続き、町の魅力を再発見する「ゆざっこかるた」の作成がなされた報告がありました。年明けには、少年議員が町内の保育園や小中学校、高齢者施設などにかるたを届けたことも報告されています（第19期遊佐町少年議会HPより）。

間もなく20年目を迎える少年議会が育む子ども・若者の力も含め、研究会では、今後も多様な子ども参加実践を紹介していく予定です。



18期作成「少年議会のトリセツ」（左）、19期作成「ゆざっこかるた」（右）

# 子ども向けの資料をどう作るか——EU のガイド

平野裕二 (子どもの人権連 代表委員)

ヨーロッパでは、地域的な政府機関である欧州評議会 (加盟国 47 か国) を軸として、子どもの権利保障を前進させるための取り組みが進められてきました。2009 年から 3 次にわたる「子どもの権利戦略」が策定・実施されてきており (4 月に第 4 次戦略が正式発表される予定)、とくに子どもの意見表明・参加の促進は一貫して重点目標に掲げられています。

EU (欧州連合、加盟国 27 か国) も 2021 年 3 月に初の「EU 子どもの権利戦略」を策定し、子ども参加、社会的包摂、暴力からの保護など 6 分野を柱として取り組みの強化に乗り出しました。

同戦略では、子ども参加を推進するために欧州委員会 (EU の政策執行機関) がとるべき対応のひとつとして、文書のチャイルドフレンドリー版の作成や、イベント・会合などの際の子どもにやさしい言葉の使用に関するガイドラインの作成が挙げられています。

このうち前者に関するガイド「文書のチャイルドフレンドリー版の作成: ガイド」が 2021 年 9 月にとりまとめられました。執筆したのは、子ども参加を「場」「声」「受け取り手」「影響力」という 4 つの観点から捉える「ランディ・モデル」を提唱している、アイルランドのローラ・ランディ教授 (クイーンズ大学ベルファスト) です。

## 【チャイルドフレンドリー版文書に必要なこと】

ガイドによれば、文書のチャイルドフレンドリー版には、(1) 年齢にふさわしい言葉遣い、(2) 内容の正確さ、(3) アクセシビリティ、(4) アピール力という 4 つの要素を備えていることが求められます。それぞれの要素について「やるべきこと」と「やるべきではないこと」が掲げられているので、その一部を要約して紹介します。

(1) 年齢にふさわしい言葉遣い——簡潔明瞭な言葉を用い、文は短くする。むずかしい言葉には説明を添えるとともに、具体例を挙げるなどの工夫も必要。長すぎるのはよくないが (最大 1~4 ページ)、簡単すぎるのも子どもを見下すことになるのでよくない。

(2) 内容の正確さ——もともとの文章の意味を変えないようにする。子どもから提案された表現でも、それが正確さを損なう場合には取り入れるべきではない。

(3) アクセシビリティ——文字サイズは大きめ (12 ポイント以上) にし、イタリック (斜体) などの不要な装飾は避ける。画像には代替テキストをつけ、音声読み上げソフトなどで画像の説明を確認できるようにする。(文字の書体については、日本で用いられるものに例えれば、明朝体ではなく

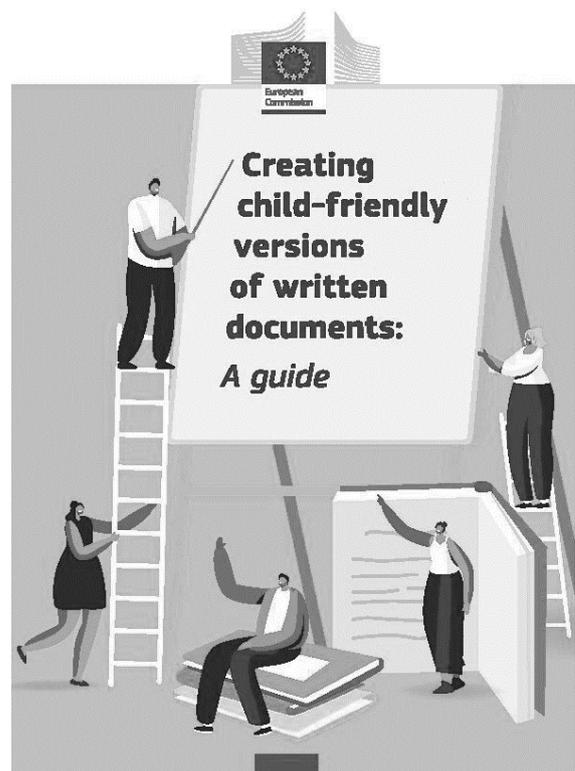
ゴシック体に近いものの使用が推奨されています)

(4) アピール力——カラフルなものにし、適切な画像を活用する。飾りのためだけの画像、子どもっぽすぎる画像などの使用は避ける。

ガイドには、▽子どもたちの参加を得てチャイルドフレンドリーな文書を作成する際の注意点、▽子どもたちの参加を得ずに同様の文書を作成する際の注意点、▽頻出用語の説明例なども掲げられています。たとえば「子どもの権利」についての説明は、「子どもの権利とは、子どもたちがよい生活を送れるように、EU と各国政府がした約束です」というものです。

日本でも、子どもの権利条例の内容を子ども向けにわかりやすく説明するリーフレットなどが作成されてきました。また、最近では警察庁が「子供の性被害防止プラン (児童の性的搾取等に係る対策の基本計画) 2022 (仮称)」の策定にあたって子ども向けの資料を作成して意見を募集する (2 月) など、国レベルでも積極的な取り組みがおこなわれるようになりつつあります。

「こども家庭庁」の設置に向けて、このような資料を作成する必要はますます高まります。今回紹介したガイドなども参考にしながら、より適切で効果的な情報提供に努めていくことが必要です。



EU が作成したガイドの表紙

# 川崎市子どもの権利に関する条例施行 20 年を迎えて

実行委員長 山田雅太

### ▽前編(146号)

- 「ちがいを豊かさとして響き合う」の歌が作られたわけ
- 条例制定 20 年の成果
- 制定 20 年をへて問われていること

### ▽後編(147号)

#### 【問われる子どもの居場所—フォーラム準備委員会の発足】

私たちはそのことを皆さんと考えあうために「条例制定秘話」という本も発行しました。この本を読んで、どうすれば子どもたちを大切にできる社会、それは人を大切にできる社会にも通じていることですが、そういう社会をつくるために何が大切なのか、皆さんと考えあいたかったのです。これから子どもの権利条例をつくろうとしている自治体の方も今日はたくさん参加していただいていると思うのですが、ぜひ、ご一読ください。

そして、2020年、昨年9月27日子ども夢パークに新たにできた多目的ルームのお披露目を兼ねて、いよいよ権利条約フォーラムの準備委員会が発足しました。

この時、オープニングの沖縄の三線の演奏にどのような意味が込められていたのか、まだ、だれも気が付きませんでした。この沖縄の調べが、明日のクロージングまで、大きな運命のつながりの中で流れていたことに誰も気が付きませんでした。この日からの一年間に及ぶ活動を振り返ってみると、この大会は、子どもの権利という理念を広めよう、つなげようというたくさんの一人一人の小さな意識から大きな流れとなって生まれてきたことがわかります。

この日、子どもの権利条約ネットワーク代表の喜多明人さんから、「かわさきの子どもの権利 何が問われているのか」という内容でご講演をいただきました。その中で、川崎市の子どもの権利条例ができて20年。コロナ問題から見えてきた課題、子どもの遊ぶ権利、参加する権利、自分らしく生きる権利などに触れながら、新しい世代へ子どもの権利のバトンをつなぐ意味を語り、フォーラムを開催することは、ゴールではなくスタートであると言われました。

たまりば理事長の西野博之さんは、夢パークがあればいいというわけではない、それぞれの地域でどう子どもの居場所をどのように実現していくのか、それが20年経ってあらためて問われている、子どもたちが発言する機会はますます無くなりつつある、いったいこの社会はどこに向かっているのかと、その危機感を訴えながら、「もう一度私たちにはやるべきことがある」と話されました。

そして、私は、あの時、子どもの権利条例も作っただけでは浸透しない。子どもの権利の理念を共有し、川崎市の子どもやおとなが、市民が守り、育てることが大切だとお話しし、ぜひ、この子どもの権利条約フォーラムを「オール川崎で」開催したい、皆様のご協力をお願いしたいと申しあげました。

#### 【今、子どもの権利の大きな風が吹く

#### —風を呼び込む実行委員会】

あの日から一年が経過しました。本日多くの方々から共催や協力があり、実行委員会へのたくさんの市民の皆様のご参加があり、明日は川崎市民や全国の子どもの権利条約にかかわる皆様の分科会を合わせて、なんと、22の分科会を開催することができました。

川崎市の方、全国の方々に、こうしてご参加していただき、本当に感謝の言葉しかありません。

さて、私たちがフォーラム開催に動き出したころ、ようやく国の方で「子どもの権利」について動きがありました。子ども基本法や子ども庁をつくるということがようやく話題になってきたのです。明日、このことを話題にしている分科会もあります。興味のある方はぜひご参加ください。

川崎市子どもの権利に関する条例は、全国に先駆けて、しかも子どもの相談・救済制度や検証制度など全てがそろった「総合条例」として誕生しました。なかなか内容が市民に伝わらないとき、もしかしたら、国の動きがない中、川崎市で子どもの権利条例を作られたのは早すぎたのではないかな？そんな疑問が頭をよぎるときもありました。

しかしながら、今、私は、「子どもの権利」に関する大きな時代の流れ、大きな前向きな風を感じています。私たちの川崎市民を代表する実行委員会の活発な活動が風を呼び込んでいたようにも思っています。私は、このような子どもの権利に関する大きな風が吹く中で本日のフォーラムを開催する大きな意義を感じています。

#### 【まず、おとなが幸せにいてください】

20年前の話に再び戻りましょう。条例策定にかかわった子どもたちは、市民集会で「権利を主張するなら義務を果たせ」「子どもの権利、権利ってなんだ！おとなの権利はどうするんだと!!」と声高に叫ぶおとなに対して、

最後に、「おとなが幸せにいてください」と静かに語り、おとなへのこのようなメッセージを残しました。

「まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せになれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。条例に、子どもは愛情と理解をもって育まれるとありますが、まず、家庭や学校、地域の中でおとなが幸せにいてほしいのです。子どもはそういう中で安心して生きることができます。

#### 2001年3月 子どもの権利条例 子ども委員のまとめ】

条例制定からの20年経った、今、子どもグループの子どもたちは、「手を取り合って、にじいろの未来へ笑顔で歩もう!」というスローガンを今年の5月に作りあげました。私は、このスローガンを時間をかけて子どもたちが作り上げた時に、先ほどの20年前の子どもが作ったメッセージを思い出し、感動しました。20年前も、今も、どの時代の子どもの私たちも、おとなや子どもが笑顔で過ごせる社会を望んでいるのだと思いました。

今日から始まるこの大会で、子どもたちがどのような意見を出し合い、どのような未来の夢を語るのか楽しみにしています。

おとなの皆さんも、子どもたちに負けないように、もう一度、子どもの権利の理念をできるだけ多くの市民や全国の皆さんと共有し、子どもたちが作ったスローガンを見つめ、どのような社会、どのような「にじいろの未来」を創ってほしいのか話し合っていたらいいと考えています。

最後になりましたが、この大会を様々な方面から支えてくださった皆様、本日遠くからご参加していただいている皆様に感謝の気持ちを込めまして、私からの基調報告といたします。

## NPO 法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆいの活動

### —かわさきフォーラム「子どもたちが語る子ども参加の今」から

11月6・7日、子どもの権利条約フォーラム2021INかわさきの全体会「子どもたちが語る子ども参加の今」12団体の中に、沖縄の子どもたちの参加がありました。次年度、おきなわフォーラムへバトンタッチする子どもたちの声を紹介したいと思います。当日参加したNPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆいの子どもたちが語ったちゅらゆいの活動です。ちゅらゆいの事業所の中には、「コミュっと!」、「那覇kukulu」、「b&gからふる田場」、「うるまkukulu」というのがあります。

#### 【「kukuluってどんな場所？」】

「kukuluってどんな場所?」と聞いてみたところ、「家にいると忙しいから休める場所」「たまりば みたいな場所」、「共通の趣味を持った人と出会える場所」等の声がありました。また、「みんなおせっかいで、賑やか、小学生からスタッフ含め二十歳超えた人まで壁が無く話せる場所」、「やりたいことを尊重する場所」もありますね。また、kukuluではお昼ご飯をみんなで作って食べるのですが、そこで初めて料理をしたという子もいました。

那覇kukuluは、中学生から高校生くらいの子が利用していて、うるまkukuluも同様です。「b&gからふる田場」は、もっと年齢層下げた小学生から中学生が利用しています。逆に、「コミュっと!」は、年齢層高めで二十歳以上の方が利用されています。

#### 【kukuluの一週間】

kukuluの一週間を紹介します。まず、月曜日は、他の事業とオンライン居場所の活動をしています。コロナでお互いやり取りが取れない中、「みんなのポータル」を子どもたちみんなで立ち上げ、他の事業所の方との連絡をとったり、ゲームで遊んだりしています。火曜日は、利用者やスタ

ッフのリクエストDAYとなっています。最近はある子が釣りに行きたいと言っていたので、みんなで魚釣りに行きました。

水曜日は、パソコンの講師を招いてPC講座を開いています。最近、プログラミングでじゃんけんやシューティングゲームを作っています。木曜日は、市の体育館を借りてスポーツプログラムをしています。サッカーやバドミントンなどいっぱい運動しています。金曜日は大学生などのボランティア支援員を招いて、学校のレポートや受験勉強の手伝いをしてもらい、学習の日となっています。

また、kukuluには絶対に外せない毎月のイベントがあります。一つは、誕生日会で必ず月1でやっています。二つ目は、ピックアップDAYといって、メンバー人をピックアップして、その人がやりたいことをみんなが協力してやる日です。「思いでのイベントは?」と聞いたところ、お泊まり会やクリスマス会、忘年会の他、体力測定や楽友協会沖縄様との音楽発表会もあがりました。

(文責:編集部)



## 日本復帰の節目の年に、 何としても沖縄でフォーラムを開催したい!

山崎 新 (那覇市国場児童館 館長)

### 【子どもの権利条約フォーラム2022in 那覇を開催】

ハイサイ!那覇市国場児童館を運営しています、山崎新と申します。子どもの権利条約フォーラム2022in 那覇を、12月10日(土)、11日(日)、那覇市の沖縄大学で開催しますので、ご挨拶をさせていただきます。

昨年秋に、沖縄でお世話になっている方から、「子どもの権利条約フォーラムを、来年、沖縄で開催しないかという話が来てるけど、どう?」と連絡があり、「日本復帰50年の節目の年に、絶対やるべきでしょ!」と、身の程をわきまえずに手を挙げました。

仕事で子どもに関わるようになって10年が過ぎましたが、沖縄の子どもたちを取り巻く社会には様々な問題があります。わかりやすいのは、貧困世帯数や離婚件数などにみられる、家庭の問題ですが、それ以外にも、制限や規則の多い学校生活や、健全育成の名目で行われる夜間街頭指導など、おとなの思う通りの良い子どもに育てようという意識が高い地域社会も問題です。

### 【世界一子どもがいきいきと育つ島に】

この様な社会を生んだ原因は沖縄戦にあります。沖縄は、激しい地上戦により、地域と家族という生活基盤を奪われた市民が多数生まれました。戦後はアメリカ統治によって、ケアが必要な市民が見過ごされ、教育・医療・福祉の施策が脆弱でした。また、米兵による多数の事件、平地を基地に接収されたことによる困難な住環境整備もありまし

た。この様な戦後の時間があり、子どもたちを取り巻く現在の環境があります。

そんな状況を変えたい。子どもの多い島だからこそ、世界一子どもがいきいきと育つ島になって欲しい。そのためには、子どもの人としての尊厳が守られる社会を作らなければいけない。そのためのキックオフとして、子どもの権利条約フォーラムを開催します。

現在、沖縄大学、NPO法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい(11ページを合わせて参照)、NPO法人子どもシェルターおきなわ、NPO法人沖縄県学童・保育支援センター、公益財団法人みらいファンド沖縄、うるま市みどり町児童センターと、宮古島市平良児童館の運営者、子どもの権利条例制定を目指す那覇市議会議員チームを主要メンバーに、準備会を立ち上げています。

### 【那覇市の子どもの権利条例制定へ向けたキックオフ】

準備会では、子どもの権利条約フォーラムの開催はゴールではなく、那覇市の子どもの権利条例制定へ向けたキックオフとして位置づけ、子どもからの意見表明の場、市民と一緒に子どもの権利を考える実践の場として取り組みを行っていきたくと考えています。フォーラムが終わった後、具体的な動きが那覇市の条例制定として結実し、子どもの権利条例の普及と、子どもの権利条約の理念を全ての島々に広げられるように、頑張っていきます。ぜひ、応援をお願いいたします。

### 編集後記

今回の特集のキーワードは、子どもには「子どもの権利を知る権利」がある、という言葉です。それを明快に示してくれたのは、2009年に公表された「不登校の子どもの権利宣言」(13項)でした。不登校の子どもが、子どもの権利条約28条の教育への権利を学んで、「子どもが学校に行く事が義務ではなくて、権利だということ」を後から知って、自分は間違っただけで、と本当の意味で安心することが出来た。」と経験談を語ってくれています(不登校の子どもの権利宣言を広めるネットワーク編『「不登校の子どもの権利宣言」に込めた思い』2011年、より)。

尾木ママの指摘の通り、条約の42条では、締約国の子どもへの広報義務が課せられていますが、日本では、ほとんど知らされていません。というよりも、できるだけ子どもには知らせないでおきたい、という政府筋だけでなくおとな全般の思惑が感じられてなりません。いま、安心して生きていけないと不安を感じている子どもたちにとっては、まず、自分には権利があることを知ることから始めなければならないように思います。(A/K)

### 「子どもの権利条約」NO.147号

2022年3月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the  
Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

\*郵便振替 00180-2-750150

\*ゆうちょ銀行 ○一九店

当座 0750150

コドモノケンリジョウヤクネットワーク

★印刷 (株)第一プリント